



LPガス(プロパンガス)の 訪問勧誘を受けたら



- LPガスの訪問勧誘を受けた
場合のご確認
- 特定商取引法(旧訪問販売法)が
改正されます
 - 販売店を変更する際のご注意
 - 解約による設備の取り外しについて

ほか



**社名・名前・身分を
確認しましょう。**

※勧誘員の会社がLPガス販売の
ための登録をしている会社か
どうかも確認してみましょう。
(各都道府県のエルピーガスお客様
相談窓口〈裏表紙参照〉にお問い
合わせください。)



**大幅に安い料金の
場合は注意が
必要です。**

※ 安値やサービスが
いつまで保証されるか
確認しましょう。
※ 料金表の発行など
情報提供サービスも確認しましょう。



勧誘を受けたら内容を充分に確認しましょう。

LPガスの
訪問勧誘を受けた
場合のご確認。

契約しない場合は
ハッキリと
断りましょう。

お断りします！

※ あいまいな態度でなく、
明確に断ることが
有効です。

ハッキリ
NO

安全管理体制を
確認しましょう。



すぐ見てもらえるかしら？



- ※ ガス漏れなど緊急時に
迅速に対応できますか。
- ※ 供給設備、消費設備の
点検、調査は確実ですか。

解約手続きをするときは
現在の販売店にご自身で
連絡しましょう。

確認・解約は
確実に！

- ※ 契約解除をするときは、
まず現在の販売店に連絡を。
(契約した本人が
ご自身で連絡しましょう。)



実際にLPガスを納入する
会社を確認しましょう。



え！？
違う会社なの？



- ※ 訪問員が全く別の会社の場合も
あります。実際に納入する事業者名を
確かめましょう。

契約・解約の手数料を得る
だけで、ガスの販売を行わず、
保安義務も負わない勧誘
業者もいます。

国からもLPガスの事業者団体に、
契約トラブル防止への一層の努力を
促す文書が出されています。

委任状にハンコを
押す前に、今一度
検討しましょう。

これ！
こちらに
ハンコを！



- ※ ハンコを押す前に、
契約内容を
よく確認しましょう。



勧誘の際の改善点

① 勧誘に先立ち、次のことが明らかにされます。

- 事業者名
- 商品
- 勧誘が目的であること



② 事実でないことを伝えたり、重要事項を伝えないことが禁止されます。

重要事項とは...

- 販売価格
- 代金支払時期
- 支払方法 など



③ しつこく勧誘されることはなくなります。

契約しないと
返事すれば、
その後の勧誘は
禁止されます。



消費者が販売店と結ぶLPガスの契約について、特定商取引法という法律の改正により、勧誘が規制され、これまで以上に消費者が保護されるようになります。

特定商取引法（旧訪問販売法）は、これまで指定された商品のみ規制対象でしたが、平成21年中に原則全商品に適用となり、LPガスの訪問販売についても対象となり、保護されるようになります。

特定商取引法（旧訪問販売法）が改正されます。

契約した場合の救済

① 一定期間は解約できます。

一定期間（訪問販売の場合、法律で定められた書面を受けとってから8日間）は解約できる
クーリング・オフ制度があります。



② 受けた説明と事実とが違えば、契約を取り消すことができます。

クーリング・オフ期間が過ぎても、説明と事実とが違っていることを知ってから**6ヶ月間は契約を取り消す**ことができます。
この場合、**説明のどこに問題があったか**をきちんと指摘する必要があります。（※契約時の資料やメモは大切に保管しましょう）



特定商取引法とは

特定商取引法（旧訪問販売法）は、訪問販売、通信販売など、消費者がトラブルに巻き込まれやすい取引を対象に、**事業者が守らなくてはならないルール**と、一定の期間消費者が解約できる**クーリング・オフ制度**などの、消費者を守るルールを定めています。これにより、事業者による違法・悪質な勧誘行為を防止するなど適切な取引を推進し、消費者の利益を守るための法律です。

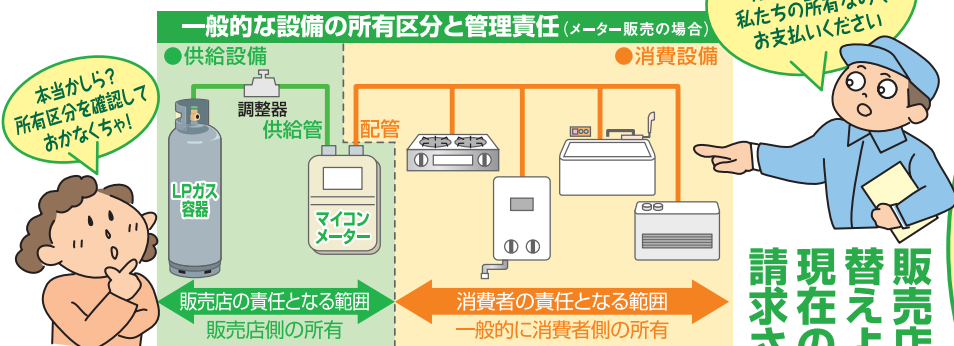
訪問販売の事業者が守るべきルール

- 最初に氏名や勧誘目的などを明らかにする
 - 事実でないことを伝えたり、重要事項（販売価格、代金支払時期、支払方法など）を知らせないことの禁止
 - 消費者が勧誘を断った場合は、再度勧誘するのは禁止
- などがあり、事業者に違反のあった場合は、改善の指示や業務停止処分、罰則などが科せられます。

現在の規制

都道府県及び主な都市には特定商取引法と同様の内容の条例が「消費者生活条例」などとして制定されており、LPガスもその対象となっています。指導や勧告、事業者名の公表等で規制しています。

販売店を 変更する際の ご注意



解約した元の販売店から配管代を請求されたの！

販売店を替えたり、オール電化に替えようとする場合、現在の販売店から配管代を請求されることがあります。

配管の所有者は誰ですか？確認してみましょ！

解約する場合の消費者の配管代支払等について

		供給設備	消費設備
内容を明記した書面・契約書の有無	ある	配管所有権が明記されてる場合	契約内容により費用負担が発生する場合あり
		配管所有権が明記されてない場合	販売店の所有であれば費用負担あり
ない		配管所有権が不明の場合	費用負担なし
			費用負担なし

元の販売店との書面を確認しましょう。

書面は必ず交付されるもの。

えっ！ そんな書類 もらってたかしら？

料金

〔A〕料金の内訳

（基本料金、従量料金など）

交付書面の主な内容

*液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律

ご確認ください。

販売店とお客様との間で新たなLPガス購入契約を結ばれる際には、販売店側から、料金構成や設備の所有権などについてわかりやすく書かれた書面を交付するよう、「液石法」第14条により義務付けられています。

- 設備の所有関係（設備のうち、どれが販売店所有で、どれがお客様所有か）
- 設備、変更、修繕および撤去に要する費用の負担方法
- お客様、販売店、保安機関の保安（安全）上の責任分担など

〔B〕料金の考え方

（基本料金や従量料金には何が含まれるのかなど）

大切な書類です。



しっかり目を通して、大切に保管しておきましょう。

契約時、料金や解約時のトラブルを防ぐために現在の契約内容を確認してみましょ！

解約による設備の取り外しについて

新しい販売店が
古い設備を勝手に
取り外したら
トラブルに…



勝手に取り外されたLPガス設備



解約手続きはご自身で

新しい販売店に替えたり、オール電化に替えようとする場合、現在の販売店に解約の連絡をしましょう。行き違いからトラブルが生じるケースもありますので、できればご自身でしっかりと連絡を！

※現販売店の所有する供給設備（ボンベ、配管、メーターなど）を勝手に取り外してしまう事例があります。

解約の際の3カ条

- ご連絡はご自身で！
- 意思表示をハッキリと！
- 解約費用の確認を！

解約費用については、右ページをご覧ください。

※LPガス設備（容器等）の取り外しには
専門の資格が必要です。

今契約している販売店に連絡を



わかりました！

設備を外して
もらえますか？



LPガスをご利用の皆さまへ

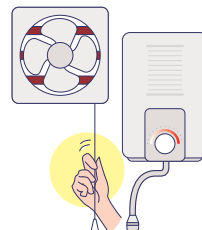
換気していますか？

一酸化炭素（CO）中毒事故防止へ、
ガスを使う時は必ず換気をお忘れなく。

ガスを燃やすには、たくさんの空気が必要です。
空気が足りないまま燃焼を続けると、不完全燃焼を起こし、一酸化炭素が発生します。一酸化炭素は毒性が強く、わずかでも吸い込むと中毒を起こし、死に至るおそれがあります。



ストーブやファンヒーターを使う
時は1時間ごとに1～2回、窓を
開けて換気。



瞬間湯沸器やコンロを使う時は
必ず換気してください。

点火不良は、すぐLPガス販売店に連絡し点検を依頼してください。

ガスコンロや瞬間湯沸器などで、点火操作を繰り返すうちに器具に溜まったガスに引火する事故が発生しています。

エルピーガスについて困った時は、こちらにご相談ください。

エルピーガスお客様相談窓口

北海道・東北

北海道 0120-484868 岩 手 019-623-6470 福 島 024-593-2161
青 森 0120-225221 山 形 023-623-8364
秋 田 0120-443326 宮 城 022-225-0929

関 東

栃 木 028-660-5177 群 馬 0120-480481 長 野 026-229-8748
茨 城 0120-472680 東 京 0120-388327 山 梨 055-228-4171
千 葉 043-246-1579 神奈川 0120-244566 静 岡 0120-172680
埼 玉 0120-419640 新 潟 0120-135445

中部・近畿

愛 知 052-261-2833 石 川 076-291-8792 奈 良 0742-33-1967
三 重 059-227-9905 福 井 0776-34-7500 和歌山 073-472-0180
岐 阜 058-274-3443 滋 賀 077-526-0577 大 阪 06-6263-0410
富 山 076-441-6997 京 都 075-314-0113 兵 庫 078-361-8024

中国・四国

鳥 取 0857-29-2214 広 島 0120-332243 香 川 087-822-1226
岡 山 086-225-1639 山 口 0120-112680 高 知 088-831-0427
島 根 0852-31-0510 徳 島 0120-266226 愛 媛 0120-256678

九州・沖縄

福 岡 092-476-0233 大 分 097-551-9929 鹿児島 099-250-2288
佐 賀 0952-26-2761 熊 本 096-385-5396 沖 縄 098-858-9551
長 崎 095-824-4387 宮 崎 0985-52-1122

全国エルピーガスお客様相談所 03-3593-1100

全国の地域ごとのLPガス小売価格については、

(財) 日本エネルギー経済研究所 石油情報センター の

ホームページ (<http://oil-info.ieej.or.jp>) をご参照ください。

また、石油情報センターでは、電話 (03-3534-7411 (代)) でも
お答えしていますので、お気軽にお問い合わせください。

財団法人 エルピーガス振興センター 広報室

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-19-5 虎ノ門一丁目森ビル4階

〈TEL〉 03-3507-0046 〈FAX〉 03-3507-0048 〈E-mail〉 info@lpgc.or.jp

〈ホームページ〉 <http://www.lpgc.or.jp>

本特集号も掲載中です。

弊センターホームページでは

- LPガスの契約、料金についてのQ&A
- LPガスが、災害に強いこと、環境に優しいこと、安全性に優れているなどの特徴があることを説明した弊センター発行の各種広報誌などを掲載しています。ぜひコピー、印刷などでご活用ください。

※この資料は経済産業省資源エネルギー庁の委託により作成したものです。